平成２４年（フ）第１６１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目18番21号
シャトー雪平201
債務者　熊田　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６８号
埼玉県ふじみ野市苗間379番地２　シャンベールⅠ201、前住所埼玉県さいたま市南区別所６丁目20番９号　プレミアム武蔵浦和307
債務者　小倉紗耶香（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７８号
埼玉県日高市大字南平沢1032番地
債務者　平賀　智彦
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７８号
埼玉県深谷市原郷1992番地３
債務者　加藤久美子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８０号
埼玉県熊谷市見晴町442番地
債務者　小林きぬ枝
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８３号
埼玉県熊谷市江南中央１丁目９番地２　ＴＭＫＡＮ２―302
債務者　渡邊　敏恵
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４０号
千葉県山武郡大網白里町柿餅268番地２　特別養護老人ホームおおあみ緑の里
債務者　大宅　勝海
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
新潟県佐渡市真木4616番地
債務者　小島　純雄
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第６５号
静岡県沼津市大岡2742―２、住民票上の住所
静岡県沼津市岡宮113番地の２
債務者　小澤　弘司
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
静岡県駿東郡小山町菅沼501番地の１
債務者　髙村　　聡
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
静岡県沼津市三園町５番７号　リバーマンション301
債務者　増田　　輝（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
静岡県沼津市鳥谷75番地の１　レオパレス根方105、前住所静岡県沼津市西間門156番地の１　アーバンシティ間門102号
債務者　石井　達浩
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
静岡県三島市中島267番地の５
債務者　鈴木　健慎
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
静岡県伊豆の国市四日町276番地の２
債務者　間島紀美枝
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
静岡県沼津市原町中２丁目２番地の８
債務者　白橋　　明
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字寺東77番地１　ピュアレジデンスＢ103号
債務者　重山　純夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
愛知県豊田市司町２丁目20番地　マンションモントレー502号、前住所愛知県豊田市豊栄町11丁目120番地５
債務者　鈴木三津子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係